

地下鉄駅地域情報ボード掲出基準

1 地域情報ボードの掲出対象

仙台市内における地域活動，文化活動，催事等（以下「イベント」という。）で，①または②のいずれかに該当するイベントの広告・宣伝に係るポスター・チラシ等（以下「掲出物」という。）を対象とする。

①自治会，商店会，地域サークル等の任意団体，学校または民間法人が主催するイベント。

②行政機関または行政機関に準じる団体（外郭団体，指定管理者等）が地下鉄沿線地域において主催するもので，地域の活性化かつ地下鉄の利用促進につながるイベント。

2 利用条件

（１）掲出物の掲出期間は，次のとおりとする。なお，この日数は，掲出物撤去日を含むものとする。

①泉中央駅・勾当台公園駅・仙台駅・国際センター駅の地域情報ボード

掲出期間を 14 日間以内とする。

②上記以外の駅の地域情報ボード

掲出期間を 30 日間以内とする。但し，①のいずれかの駅と併せて掲出する場合には，掲出期間を 14 日間以内とする。

（２）掲出物のサイズは，B3 サイズ（横 364mm×縦 515mm）以下とする。

（３）掲出物には，主催者名と連絡先を明記する。

（４）掲出物の掲出先は，最大 3 駅までとし，各駅の掲出枚数は 1 枚とする。

（５）掲出許可を受けた者は，自らの責任において掲出及び撤去を行うものとする。

3 利用手順

（１）申請者は，様式 1「仙台市交通局地下鉄駅地域情報ボード掲出申請書兼許可書」（以下「申請書」という。）に必要事項を記載し，掲出物の見本を 1 部添えて，駅務サービス課に申請する。

（２）掲出申請は，掲出希望日の前日を起算日として 14 日前からとし，交通局で受理した先着順とする。なお，同一の申請者（同一とみなされる場合を含む）であっても，掲出期間が重複しない限り，複数の掲出申請を行うことができる。

（３）掲出許可を受けた申請者は，掲出期間到来後，掲出許可を受けた駅に掲出物を掲出する。掲出の際は，各駅の駅係員の確認を受けるものとする。なお，駅間の移動に係る費用は，申請者が負担する。

（４）申請者は，掲出期間最終日までに，掲出物を撤去する。

4 掲出物の優先順位

重複する掲出期間に対して掲出枠数を超える数の掲出申請があった場合、掲出物は次の優先順位に基づき掲出する。

- (1) 掲出物が1①のみ、あるいは1②のみの場合には、先着順とする。
- (2) 1①と1②の掲出物が期間を重複して申請された場合には、1①の掲出物は、1②の掲出物に対して優先する。既に1②の掲出物が掲出されている場合は、1①の掲出許可時点で掲出終了とし、交通局が撤去する。

5 地域情報ボードに掲出できない場合

イベントが次の①から⑪のいずれかに該当する場合。

- ①参加料、入場料等を徴収するもので、参加者の材料費や保険料などの実費相当分を除いても営利が発生するもの。
- ②物品を販売し、営利を得ることが主たる目的であるもの。
- ③営業の一環として行われる体験教室等、営業上の集客が主たる目的であるもの。
- ④TV、ラジオ、新聞、その他有料広告により広告・宣伝を行うもの。
- ⑤スポーツ大会やイベントで、プロが主催するもの。
- ⑥募集・募金・失踪人探し等が主たる目的であるもの。
- ⑦特定の政治・宗教活動の宣伝が主たる目的であるもの。
- ⑧公の秩序又は善良の風俗に反するもの。
- ⑨青少年の健全育成の観点から不適当なもの。
- ⑩人権侵害、名誉毀損等のおそれがあるもの。
- ⑪その他、駅務サービス課長が不適当と判断したもの。

6 留意事項

- (1) 申請書に添付された掲出物の見本については、許可または不許可を問わず、返却しない。
- (2) 掲出物の掲出位置は、掲出許可の際に交通局が指定する。
- (3) 掲出許可後、掲出基準に合致しないことが判明した場合や、掲出物に起因した喧騒又は混乱が生じた場合は、交通局は、掲出許可を取り消すことができる。
- (4) 掲出物の盗難・破棄・破損等に関して、交通局はその責めを負わない。
- (5) 掲出物に起因して第三者との間に紛争が生じた場合には、申請者の責任において一切を処理し、交通局は関与しない。
- (6) 交通局は、本掲出基準に定められた項目に反した申請者に対し、地域情報ボードの利用を禁止することができる。なお、掲出基準に反して掲出された掲出物については、交通局が撤去を行い、返却しない。